

第9節 貸 与

商業用レコード（以下「レコード」という。）を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料 90,000 円に、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の $\frac{2.5}{100}$ の額を加算した額とする。
- (2) 貸与による営業収入がない又は営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に 36 円を乗じて得た額又は 90,000 円のいずれか多い額とする。

2 1によらない場合

- (1) レコード 1 枚 1 回あたりの使用料は 36 円とする。
- (2) 著作物 1 曲 1 回あたりの使用料は 5 円とする。

(貸与の備考)

(基準月)

- ① 基準月とは、使用料算定月の 3 か月前の月のことをいう。

(営業収入)

- ② 営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(月間貸与回数)

- ③ 月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。

(使用料算定の特例)

- ④ 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。

(その他)

- ⑤ 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ⑥ 本規定が実施されたときに、既に年間の包括的利用許諾契約を締結している場合の平成 25 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの月額使用料は、同年 3 月 31 日までに実施されていた規定の額とする。